

平成 2 9 年 2 月 9 日
2 0 8 及 び 2 0 9 会 議 室

平成 2 9 年第 3 回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成29年第3回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成29年2月9日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時53分

休憩① 午後 2時43分～午後 2時44分

2 場 所 208及び209会議室

3 出席者

教育長 小町 邦彦

教育委員 松野 登 田中 健一

伊藤 憲春 佐伯 雅斗

署名委員 佐伯 雅斗

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 栗原 寛

教育総務課長 庄司 康洋

学務課長 田村 信行

指導課長 小瀬 和彦

統括指導主事 金井 誠

教育支援課長 矢ノ口美穂

統括指導主事 桐井 裕美

学校給食課長 新土 克也

生涯学習推進センター長 浅見 孝男

図書館長 土屋英真子

子ども家庭支援センター長 太田 勇

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 西上 大助 安藤 悦宏

案 件

1 議案

- (1) 議案第1号 平成29年度立川市立小中学校校長候補者の内申について
- (2) 議案第2号 平成29年度立川市立小中学校副校長候補者の内申について
- (3) 議案第3号 立川市学習館条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 立川市立学校情報セキュリティポリシーの策定について
- (2) 小・中学校の卒業式、入学式の告辞（案）について
- (3) 立川市第2次特別支援教育実施計画について

3 報告

- (1) 立川市指定文化財の指定について

4 その他

平成29年第3回立川市教育委員会定例会議事日程

平成29年2月9日
208及び209会議室

1 議案

- (1) 議案第1号 平成29年度立川市立小中学校校長候補者の内申について
- (2) 議案第2号 平成29年度立川市立小中学校副校長候補者の内申について
- (3) 議案第3号 立川市学習館条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 立川市立学校情報セキュリティポリシーの策定について
- (2) 小・中学校の卒業式、入学式の告辞（案）について
- (3) 立川市第2次特別支援教育実施計画について

3 報告

- (1) 立川市指定文化財の指定について

4 その他

◎開会の辞

○小町教育長 ただいまから、平成29年第3回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に佐伯委員、お願いいたします。

○佐伯委員 はい。承知いたしました。

○小町教育長 次に議事内容の確認を行います。本日は、議案3件、協議3件、報告1件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、議事進行についてお諮りいたします。議案第1号、平成29年度立川市立小中学校校長候補者の内申について、議案第2号、平成29年度立川市立小中学校副校長候補者の内申について、は人事案件でございますので非公開として取り扱いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 それでは、議案第1号、平成29年度立川市立小中学校校長候補者の内申について、議案第2号、平成29年度立川市立小中学校副校長候補者の内申について、その他終了後に非公開として取り扱います。2

次に、出席者の確認を行います。栗原教育部長、お願いします。

○栗原教育部長 本日第3回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、金井統括指導主事、教育支援課長、桐井統括指導主事、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございますが、本日、第2次特別支援教育実施計画についてご協議をいただきますので、この計画に関連する発達支援計画を所管しております子ども家庭部子ども家庭支援センターの太田センター長にもご出席をいただいております。以上です。

◎議 案

(3) 議案第3号 立川市学習館条例施行規則の一部を改正する規則について

○小町教育長 それでは、1議案(3)議案第3号、立川市学習館条例施行規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

浅見生涯学習推進センター長、ご説明をお願いいたします。

○浅見生涯学習推進センター長 議案第3号について、ご説明いたします。

この規則は、立川市地域学習館条例の施行について必要な事項を定めることを目的としたもので、主に施設予約システムの利用について定めたものでございます。

机上の資料をご用意ください。1ページ、鑑のところをめぐっていただきます。改正前、改正後の表でございます。

第6条において、学習館の使用回数について定めておりますが、現在、改正前の第6条をご覧いただきたいのですが、使用回数について、1月につき5日を超えることができない、

と定めていますが、学習館ごとに5回までなのか、学習館通算利用が5回までなのか分かりづらい面がありました。運用の中では従来から通算5回までとしておりましたが、ここで施行規則を改正し、使用回数を明確にお示しするものでございます。改正することにより平成29年4月1日から、利用者に対して根拠をお示しできるようになり、疑義が生じないようにいたすものでございます。

議案を可決していただければ、直ちに利用者に対して館内掲示、ホームページ等で周知を図ってまいります。以上で説明を終わります。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、松野委員。

○松野委員 質問いたします。改正前の条例で何か問題点というのはあったのでしょうか。

○小町教育長 浅見生涯学習推進センター長。

○浅見生涯学習推進センター長 改正前に問題があったかということでございます。

解釈の仕方によりまして、従来通算5回としておりましたが、例えば利用者から、「その根拠は何だ」というふうに言われたときに、きちんと説明できないということがありました。ただ、それによって何かトラブルが発生しているということはございませんでした。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第3号、立川市学習館条例施行規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第3号、立川市学習館条例施行規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎協 議

(1) 立川市立学校情報セキュリティポリシーの策定について

○小町教育長 続きまして、2 協議 (1) 立川市立学校情報セキュリティポリシーの策定について、に入ります。

田村学務課長、説明をお願いいたします。

○田村学務課長 それでは学務課より、立川市立学校情報セキュリティポリシーの策定について、ご説明いたします。

資料ですが、まず概要を書いた、学校セキュリティポリシーの策定について、という資料がございます。その次にA4の折りたたんだもので、立川市立学校情報セキュリティポリシーの概要、これはこれ以降にあるものの要点をまとめた抜粋版でございます。そのあとに、立川市立学校情報セキュリティ基本方針(案)がございます。その次に、立川市立学校情報セキ

セキュリティ対策基準(案)がございます。基本方針と対策基準をここでお示ししまして、ご了承をいただきたい旨でございます。

それでは、資料をもとに概略を説明いたします。

まず、学校情報セキュリティポリシーの策定について、という資料をご欄ください。

まず市全体のことですけれど、今までは立川市では情報セキュリティ規則というものをつくってありまして、その配下に実施手順というものをつくってございました。今、全国的な流れや総務省や文部科学省ではセキュリティポリシーという形、ここの中段にあります3段階の形につくるような指針も出ているところでございます。

そこで市のほうでは、ICTやセキュリティを取り巻く環境とか、そういう実際に使う上での手順なども変わってきていますので、ここでポリシーを再構築することにいたしました。その中で教育委員会にも相談がありまして、学校についてはどうしようかということで、学校は市の方式とは状況とか対象とか考え方、環境が違いますので、学校についてはそれに即したもので、学校用のポリシーをつくらうということで、ここで策定してお示しするところでございます。

下段にスケジュールが書いてございますが、この学校セキュリティポリシーにつきましては検討委員会がございましたので、その検討委員会で先月、了解、承認を得たところでございます。そこで本日、教育委員会にお示しするものでございます。

今後につきましては、平成29年4月からの施行開始を予定していますので、3月の校長会、副校長会でこの内容をご説明して4月を迎えたいと思います。また、ここでお示しするのは基本方針、対策基準ですが、その配下に実際に学校で行う細部をまとめます実施手順ですとか、情報資産という分類をまとめることの手順がでございます。これについては3月の校長会で雛型などをお示しして作業に移りまして、平成29年6月にその作業を定めた手順書は策定する予定でございます。これがスケジュールの概略でございます。

次の資料をご覧ください。立川市立学校情報セキュリティポリシーの概要でございます。

情報セキュリティポリシー、先ほど言いましたが3段階の体系となっております。基本方針と対策基準を一般的にはセキュリティポリシーと言っております。この2つについては市で定めたポリシーに即して学校に読み換えるような形、矛盾がないような形で今回お示しました。その下にある情報セキュリティ実施手順については、より身近に行う上での決まり事などを定めるものでございます。

2番の組織体制でございます。ここでは最高責任者として教育長を置きまして、学校長が各学校の情報セキュリティ責任者と位置付けております。こういったことの防止であるとか対策、あるいは何か起きたときの対応などは学校情報セキュリティ委員会を設置しまして、この中で審議をすることにしております。

続いて右側に移りまして対象でございます。この対象は学校に所属する全ての教職員を対象にしております。特徴的なのは、こちら情報と書いていますが、個人情報などを含めた紙の文書もセキュリティ対象ということで含めております。

3番は、情報資産の分類とあります。情報のセキュリティ度の高いものをIとして3段階に分けております。高いものは個人情報が入っているようなものでございます。こちらは学校にある資産の基本的なものを今、学務課のほうで洗い出しをしまして、この洗い出しの雛型を3月の校長会には示したいと思っております。それをもとに各学校では、それぞれの学校の実態に即した情報資産の関連する台帳というものを6月までに整理していただくことしております。

裏面にいきまして4番は、物理的セキュリティ対策のことが書いてあります。ご承知のように物理的というのは実際のハードですけれども、サーバの管理については、設置場所のこと、鍵のかかる保管場所にそういうものを置くこと、端末・電磁的記録媒体等の管理については、持ち出しができないような例えばワイヤーを使うとか、外に出すときは内容を消去するとか、そういったことを記載しております。また認証機能におきましては、使用者以外の人がネットワークに入るのは防がなければいけませんので、IDとかパスワードを入力して入るように、この辺の管理徹底を記載しております。

6番の技術的セキュリティ対策でございますが、こちらは細部は対策基準に書いてありますが、例えばソフトウェアを勝手にパソコンにインストールしないとか、個人情報のものは無線LAN配下のネットワークの中では使わないというような今でも取り決めをしております。それらのことを記載しております。

5番の人的セキュリティ対策でございますが、こちらについては使用者の意識が一番必要ですので、特に教育委員会としましても、今後の研修ですとかそういう伝達を重視しております。今までも行っていますが、どちらかといいますと学校につきましてはこの下の「その他教職員」に書いてありますように、まずは情報セキュリティセルフチェックというものでそれぞれの行っているもののチェックをしていただきまして、それを学校ごとにまずは集約していきたいと思っております。その後、体系的なセキュリティ研修を学校についても行うように計画をしているところでございます。

7番では運用全般のことですとか、それ以外にも外部委託するときの注意、外部サービスを利用するときの注意、またこういったものの評価をするとき、セキュリティの基準を見直すことも必要だというような全体的な運用をする上での留意点などをお示ししております。

そういったことの概略ですけれども、これが2つの基本方針と対策基準に記載しているものでございます。

今までなかなか体系的にセキュリティ対策ができない面もありましたので、教育委員会としましては、この体系をもとに新年度から研修などを実施するとともに、意識付けを深めまして、より一層のセキュリティの向上に努めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 私から感想を1点申し上げ、あとお伺いしたいことが3点ございます。

学校の情報資産については、許可された人だけが情報にアクセスできる機密性、情報が正確で完全である完全性、必要なときに情報資産にアクセスできる可用性の面からも立川市立学校情報セキュリティポリシーは非常に重要だと受け止めております。この学校情報セキュリティポリシーの策定は大変よくできたものだということでお礼申し上げます。

その上で、この策定についてより理解を深めるために3点お伺いします。

1点目ですが、各学校のサーバの管理者、または実質の運用者についてお伺いします。4番の物理的セキュリティ対策では、ハード、ソフト双方の技術や専門的な知識を持たなければいけないのではないかと考えています。そこでサーバの管理で各学校のサーバの管理者は誰が行うのか。先ほどの話の中では校長が管理者になるのかなと思いますが、場合によっては実質的に運営する方が副校長であったり教務主幹になることがあるのでしょうか、これについてお伺いします。

2点目ですが、6番の技術的セキュリティ対策についてです。この中で、「原則、支給以外の端末をネットワークに接続してはならない」と記載されております。その場合、もし例外があれば、どのようなことを想定されておられますかということなのです。

3点目、ソーシャルメディアサービスの許可の件でございます。7の運用、8の外部サービスの利用、9の評価見直しのところに記載されているわけですが、下から4つ目の✓をご覧ください。教職員は、原則としてソーシャルメディアサービスを利用してはならない、という一文がございます。この場合、公式のアカウントをもった教育関係のSNSもあります。そうしたフェイスブックやツイッターを見ることも認められないということなのでしょうか。

以上3点お伺いします。よろしくお願ひいたします。

○小町教育長 田村学務課長、お願いします。

○田村学務課長 まず1点目のサーバの管理についてですが、委員おっしゃいますように管理者は校長と定めております。管理者は校長でそれを副校長が補佐をして、実際には校長の指導や方針に従って多くはICT担当の教員が実際の実務を行いまして、その報告などをまた校長に返しているところでございます。そのような形で適正な運用をしております。

2点目の支給以外の端末の利用ですが、例えばですが、学校で発表会をするとか、研修会をするとか、通常配付された端末では足りないような場合に、学校長のほうで許可をして使う場合は想定できます。

3点目のソーシャルメディアサービスの点でございますが、ここに書いていますように、基本的には、「利用してはならない」ですが、業務上必要なものを検索することは可能でございます。また、発信については、原則、不可としていますが、これも管理職の許可を得て、運用上、セキュリティ上問題ないということであれば、その上では可能になります。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 丁寧な説明ありがとうございました。よく分かりました。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 質問いたします。今までで、情報セキュリティの問題というのはどういう点がありましたか。もう1点は、何がこれによって改善されますか、このことをお聞きしたいのですが、お願いいたします。

○小町教育長 田村学務課長。

○田村学務課長 今までの問題、課題ですが、こういったICTの進化に伴いまして便利になったのですけれども、いろいろな対策、物理的な対策、意識的な対策がなかなか十分にできない点もありました。例えば物理的な面でいいますと、仕組み的に統一できる仕組みができればいいのですけれども、ネットワークが幾つかある中では直接データの移行などができずに、人が何かの媒体を介して行うようなことが必要な実態がございます。そのときは紛失などのリスクがございます。そういったもののリスク管理というのは今までも注意してきましたけれども、時としてそういった事態も起きていた状況はございます。

その中でもこういう規則体系を整備してどう変わるかですけれども、やはり基本的な考え方や対応策を標準的に学校にお示しして、今後については学校に即した、また実務的なマニュアルを整備して、並行してこれから研修を行い、今度は意識付けですとか、どんなに物理的な対策をしてもやはり使う人の注意がないといけませんので、研修を通して行っていくということをこのセキュリティポリシーの策定をきっかけに、より充実していきたいと思えます。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 現場では、例えばUSBが何本か配られています。その管理などもどうなのかなと思ったりもしますし、情報を持ち込まない、持ち出さないということもどのように管理されているのか、考えるといろいろと不安材料はあるのですが、今言った情報セキュリティに対する基本的な考え方というか、それが校長をはじめ全教職員がきちんと認識して実行しない限り難しい問題はありますね。是非そういう啓発をやっていただきたいと思えます。

○小町教育長 ほか、ございますか。佐伯委員。

○佐伯委員 全体的に漏れがあるとは思えなくて大変すばらしいセキュリティポリシーになっていると思いますが、結局は最終的に、人的にどうだということだと思えるのですね。こちらに研修の予定がありますが、実際もう既に現場に導入されていて、今現在でどのような研修を行って、教職員の皆さんにはどのような形で指導というか、こういうことをやってはいけない、こういう危険性があるというような研修というのは、実際にこれまでに行われているのか、どんなものが行われたのかをお尋ねします。

○小町教育長 田村学務課長。

○田村学務課長 今まで、学校には学校の中で授業をする上でのパソコンとかありますが、市全体で行っているパソコンもつながっています。そういった面で市全体で行うセキュリティに関する研修に出させていただいていました。ただ、それぞれの教職員につきましては校長会などを通じてその内容を、また教育委員会を通じてお話ししたり、それを各学校では校長、副校長から教員にお話するような今まではそういう体系でございました。

これからにつきましては、先ほども申しましたように皆さんに伝わるといことが大事なので、その辺は今まで至らなかった面をこれから体系立てて研修を行っていきたいと考えているところでございます。

○小町教育長 佐伯委員。

○佐伯委員 学校にお任せしてということでは、信頼していないという意味ではないですけどやはり弱いと。これはしっかりと全ての方に行き届くようにしていただく必要が必ず出てくると思いますし、またソーシャルメディアサービスの発信も管理者の方が許可するということに関しても、管理者のほうに一体どれだけのソーシャルメディアサービスであったら大丈夫なのかという教育をしない限り、これの許可というのもできないと思いますので、勉強していただくというようなことも含めて、しっかりと研修のところに力を入れていただくことがこのセキュリティポリシーの有効的な活用というか、つくられたものが役立つ一番の近道ではないかと思っておりますので、是非研修をよろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。伊藤委員。

○伊藤委員 こういう件に関しましては、プロの方がその気になってやるといろいろなことができると思いますので、事業者からのアドバイスというのも1回ではなくて数回に分けて、少しでも成果があったときにはそのつど取り入れるという、そういうようなことでできるだけ安全性を確保していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○小町教育長 田村学務課長。

○田村学務課長 おっしゃいますように専門的な内容も含まれて、これからもどんどん進化していくので、委員おっしゃいましたように、事業者とも協定を結んでいるところでございますので、そういったところの力も借りて、より実態に即した運用になるようにしていきたいと思っております。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

お諮りいたします。協議(1)立川市立学校情報セキュリティポリシーの策定について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、協議(1)立川市立学校情報セキュリティポリシーの策定について、は承認されました。

◎協 議

(2) 小・中学校の卒業式、入学式の告辞(案)について

○小町教育長 続きまして、協議(2)小・中学校の卒業式、入学式の告辞(案)について、に入ります。

田村学務課長、説明をお願いいたします。

○**田村学務課長** 学務課より、小・中学校の卒業式、入学式の告辞（案）について、資料をもとに説明いたします。

卒業式、入学式の告辞文につきましては、本市教育委員会の教育目標の内容を踏まえた文章構成としまして、在校時の取組ですとか成果を盛り込むように心がけているところがございます。

それでは、資料の告辞文のポイント的な部分を中心にご説明をしたいと思います。

まず小学校の卒業式です。こちらは立川市民科の学習を通じて地域から学んだことをこれからも大切にしてほしいというようなことを中段で述べております。

中学校の卒業式では立川市、大町市、姉妹都市中学校サミットを取り上げております。ここで地域の良さを認識し、まちに貢献していこうなどといった意義とか成果についても述べているところがございます。

次に、小学校の入学式では、本市教育委員会の取り組む姿勢について、入学する児童ですとか保護者に分かりやすく語りかけています。

中学校の入学式では、本市の特徴であります小中連携教育や立川市民科など、本市で学んだことを取り上げて、今後にも活かしてほしいというようなことを述べております。

告辞（案）についての要点の説明は以上でございます。

○**小町教育長** 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** 昨年の告辞文と比較しましても、非常に立川らしい具体的な内容が盛り込まれたしっかりした告辞文案であると受け止めております。

そこで小学校の卒業式告辞文について、文面の一部修正をと思っています。1枚目の後ろから4行目、「立川市民科」の実践を市内全小・中学校で取り組んでいます、とあります。これでもよろしいかと思いますが、よりきちっとする意味では、「立川市民科」を市内全小・中学校で実践しています、としてはどうでしょうか。あるいは場合によっては、「立川市民科」の授業を市内全小・中学校を通して展開しています、としてはどうかということです。つまり、「実践」、「取り組む」は似たような文面ですから、そこで今申し上げたような形で検討してはいかがでしょうかということでございます。

中学校・卒業式、1枚目の後ろから3行目です。また、夏に実施した「立川市・大町市姉妹都市中学生サミット」。大町市の中学生と交流を深め、その体験の中で、とございます。ここは、また、昨年の夏、大町市の中学生と交流を深めることができた「立川市・大町市姉妹都市中学生サミット」。その体験の中で学んだことを中学校区の小・中学生に、としてはどうでしょうか。それによって、いつ、何が、どこで、どうしたのか、それが一層明確になると考えております。

小学校の入学式はこれでよろしいと思います。

中学校の入学式でございます。中ほどをご覧ください。皆さんは、中学生として、そのり

リーダー役を、と書いてある部分ですがここは、皆さんはこれらの取組を通して、中学生として、そのリーダー役を、と「これらの取組を通して」が入るといいかと思えます。

最後ですが同じ中学校・入学式でございます。その2行前に、地域特性を活かして、小・中学校が連携して、と「して」、「して」が入っています。ここは「して」を1つ取っていたで、地域特性を活かし、小・中学校が連携して、としてはどうでしょうか。

○小町教育長 田村学務課長、お願いします。

○田村学務課長 ご意見ありがとうございます。今いただいたご意見をもとに、修正したものを検討しまして、まだお時間がありますので、これから他の委員さんにも意見をいただいて、次の会議に修正したものをお示ししたいと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。松野委員。

○松野委員 田中委員がおっしゃったとおりですが、全体的には私は、すごくすっきりと、短くエピソードをまとめていると感じました。ありがとうございます。

ところで中学校の卒業式ですが、立川の一番の売りでもあるのですが、大町市との姉妹都市の中学生サミット、これは全ての9つの中学校の3年生の共通認識というか共通事項にはなかなか得ないところがある。立川市民科は確かに共通項です、サミット以外にもっと共通項になるものはないかと思ひまして、例えばキャリア教育の職業体験ですよね。

そういう中で、結局ここで言いたいことは、こういった体験を通して地域の良さを再発見、主体的にまちに貢献しようとする心を育むということですから、もちろん大町も入れながらも、ここは私は、サミットを通してまちづくりへの共通した思い等を学んだのだろうと思ひますが、そしてさらに職業体験では、地域の中で働く、地域の中で学ぶという、それが例に、3つ目に挙がってくれば最後のまとまりは、そういった学びが地域の良さを再発見、主体的にまちづくりに貢献する、それがその次の行ですね、よりよいまちづくりに向け、存分に発揮してくれるものと期待しています、こういうふうにつながっていくんだろうと思うんです。

ですから、サミットのこれはとても良いのですが、全ての中学生の共通認識になっているかなというのは、はっきり言うと不安なんです。ご検討いただきたいと思ひます。

○小町教育長 田村学務課長。

○田村学務課長 ご意見ありがとうございます。おっしゃいますように職業体験につきましては本市教育委員会でも力を入れていきますし、生徒についても力がついていったなという思いも感じているところでございますので、今、委員がおっしゃったことを盛り込むような形で検討しまして、次回お示ししたいと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。佐伯委員。

○佐伯委員 私から感想というか、見させていただいて、一つ一つ入学式においては保護者の方へもしっかりとお言葉をかけておられますし、卒業式はしっかり児童さん、生徒さんに向き合っているという形で、本当に素晴らしい告辞文ができたと思ひて大変感謝をしています。

どうしてほしいかということはないのですが、小学校の卒業式と中学校の入学式において、ほとんどの生徒がたぶん同じ告辞を聞くことになる時に、「市民科に取り組んでいます」、

「取り組んでいます」、何となくそれ小学校でも聞いたよというような、ちょっと感じがあるのかなという点で、少し何か工夫があったら伝え方も違うのかなというようなことを感じましたので、その辺は少しお考えいただいて、子どもたちが聞いたときに、同じことを聞いたと思わないような作り方をしていただけたらいいかなとちょっと思いました。

○小町教育長 田村学務課長。

○田村学務課長 貴重なご意見ありがとうございます。今おっしゃいましたように、同じようなことを繰り返すという感覚にならないように、もう一度見直しましてお示しをしたいと思えます。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それではお諮りいたします。協議(2)小・中学校の卒業式、入学式の告辞(案)について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、協議(2)小・中学校の卒業式、入学式の告辞(案)について、は承認されました。

◎協 議

(3) 立川市第2次特別支援教育実施計画について

○小町教育長 続きまして協議(3)立川市第2次特別支援教育実施計画について、に入ります。矢ノ口教育支援課長、説明をお願いします。

○矢ノ口教育支援課長 それでは教育支援課より、立川市第2次特別支援教育実施計画について、お諮りをいたします。

昨年11月の第21回教育委員会定例会にて計画の素案をお示ししていたところでしたが、その後12月の市議会文教委員会でのご指摘やパブリックコメントの実施、先月開催いたしました策定検討委員会を経まして、このたび原案をまとめたのでご報告をいたします。

まず、パブリックコメントの実施内容について、ご説明いたします。

お手元の資料のうち冊子とは別にお配りしました横長の資料②をご覧ください。

パブリックコメントは昨年12月19日から年明け1月13日まで、市ホームページや公共施設、小・中学校の窓口等活用いたしまして、並行して策定中の発達支援計画と並べて閲覧いただけるようにいたしました。

その結果、お二人の方から計4件のご意見をいただきました。ご意見の内容につきましては資料②の中でお示ししてございます。いずれのご意見につきましても、計画の趣旨に概ね沿ったものであったことから、これらを踏まえて、本文の修正というは行っておりません。

次に、12月の文教委員会と1月開催の策定検討委員会でのご意見でございますが、グラフの見にくい点、ケタずれ、付番の誤りなどご指摘をいただきましたので、より見やすくなる

ように修正をいたしました。修正の細かい箇所につきましては横長の資料裏面になりますが資料③、立川市第2次特別支援教育実施計画（素案）の主な修正内容についてといたしまして表でお示ししております。

大きな変更といたしましては、章立ての構成を変更いたしました。素案では5章の構成でお示しをしておりましたが、素案の第4章が基本理念や基本方針を列挙したページでございましたので、重複があること、より見やすくなるほうがいいということで章立てレベルを見直し、第5章を包含いたしまして第4章の1、2として編集をいたしました。

今後は本日のご指摘事項に加えまして、3月の文教委員会に原案をお出しした後、4月に公表いたしまして、市民の方向けにも発信をしていきたいと考えております。

今後、発達支援計画とともに本市の途切れ・すき間のない早期支援・早期連携の仕組みを一層進めていく実施計画としまして着実な遂行を目指してまいります。

報告は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 拝見いたしまして、立川市第2次特別支援教育実施計画案については、第1章の「計画の策定にあたって」から第4章の「立川市第2次特別支援教育実施計画の施策」について、国あるいは東京都の動向を踏まえながら、立川の現状、課題を押さえながらしっかりとした実施計画案である、このように受け止めております。ありがとうございます。

その上で2つほどお伺いしたい質問がございます。併せて提言について4点申し上げたいと思います。

まず質問の1点目ですが、①「立川市の考え方」を作成したもの、ということで、整理番号2番をご覧ください。第5章1. 基本施策 1療育施策の充実に向けた検討、これについて意見として、就学後の療育について充実を図って欲しいという願いがあるわけですが、これに対して市の考え方としては、ここに出ておりますように、就学後の療育のニーズや利用実態等について把握し、ドリーム学園や市内事業者等と連携を図りながら課題について検討いたします、このようなお答えになっているわけですが、この中で市内事業者等の「等」というのはどの辺まで入るのか。あと、課題について検討するというところでございますけれども、今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

質問の2点目でございます。7ページをご覧ください。国及び東京都の動向のエ. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）でございます。ここでの課題については就学相談・就学先の決定のあり方をはじめ4点課題が挙げられているわけですが、その推進のために今後、先生方にどのような理解を深め、対応されようとしていらっしゃるのか、その見通しについてお伺いできればと思います。

○小町教育長 矢ノ口教育支援課長、お願いします。

○矢ノ口教育支援課長 まず質問1点目の療育の件につきまして、私からお答えいたします。

この市内事業者等の「等」の部分でございますが、具体的には医療機関での療育の場、あとは庁内の関係部署というのもこの連携に加えていくべきと考えているところです。実態といたしましては、医療機関でのトレーニングとしての療育ですとか、また放課後デイサービスのプログラムの中でのこういった療育のプログラムを実際に利用されている保護者の方、児童・生徒、いらっしゃるところは聞いていますが、その実、どんなプログラムが展開されているのか、どのくらいの方が実際にそれを利用されているのか、また利用の継続が難しくなっているのかといった具体的な実態について教育支援課のほうで把握ができていないというのが非常に大きい課題だと捉えています。この医療や福祉に関わるところと教育との横断的な連携という非常に大きい部分ではございますが、まずは実態を確実に知る、的確に知りながら課題を整理していくことから取り組んでいきたいと考えております。

この計画策定にあたりましては、例えば調布市や日野市など先進市の視察というのも行いましたが、いずれも発達支援センターなどを独自で持っていて、直営のサービスなどもやっている自治体でございました。立川市の状況とは異なる点もありましたが、保護者からは医療機関等のキャパシティが非常にいっぱいになっている中、是非直営も含めてサービスの幅を広げられないかといったニーズが挙がっているというところも事実かと思っています。今後、発達支援計画の中でもその辺りの書き振りが整理されてまいりましたので、より一層福祉と医療、教育、この辺りの連携についてどんな連携の仕方がより効率的で効果的なのか、改めて考えていきたいと考えております。

○**桐井統括指導主事** 私から2点目、教員の専門性向上等につきまして、ご説明させていただきます。

まず今年度でございますが、特に特別支援教育コーディネーター研修、特別支援学級の担任研修などを通しまして、特に内閣府から出ました障害者差別解消法がスタートしますというリーフレット、合理的配慮についてというリーフレットなどを使いまして研修を進めたり、人権教育プログラム、東京都教育委員会から出されております人権的な配慮等につきましては研修を行いまして、素地の部分の研修をいたしました。

授業力向上というところでは、専門性向上プランを活用しまして、近隣にございます都立武蔵台学園の特別支援教育のコーディネーター、本市教育支援課の教育支援相談員のほうから専門的なアドバイスなどをいただきまして、小学校2校、中学校1校で授業公開をしていただきまして、その授業内容、それから施設設備面の配慮などにつきましてのご指導等々を受けたとところでございます。

今後というところでも特別支援教育のコーディネーターの役割、これが大変重要だと考えますので、複数配置にいたしまして特別支援教育の充実を図るというような点ですとか、特別支援教育コーディネーター自身の育成というところに力を入れてまいります。それから学級のほうの担任、こちらの指導力の向上、これがまさに重要なカギになると考えておりますので、今後もこの専門性向上プランなどを活用いたしまして教員の指導力の向上、そしてさらにというところでは小学校で専門性向上プランを活用している部分が多くございましたの

で、次年度は中学校にも専門性向上プランをさらに広げていきたいと考えております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 今お二人の方から説明いただきましたが、今後の見通しについて具体的に、しかも各学校に対する取組も明確にお話しいただいたので、是非その方向でお進めいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○小町教育長 ほかに質問はございますか。松野委員。

○松野委員 丁寧に進められているなど思いながら読んでおりました。

質問ですけれども、この計画は3年間、3年間の見通しの中で私がとても気になるのが、インクルーシブ教育、やがてこのことがもっともっと具体的なステップアップが求められるし、またやっていかなければいけないですね。この辺りの見通し、何を、どういうふうアップしようとするのか。

もう1つは、先ほどお話がありましたが教員の専門性の向上、これも絶対不可欠なのですが、特に障害者差別解消法の中にも出てくるように、支援計画や個別指導計画をきちんとやっていかない限り専門性だって何をもって専門性なのか、非常に不明瞭ですね。技術ばかりではなくて、その子の障害に応じたプラン、これを伸ばすというのはどうやってつくり、なおかつ実践に向けられるか、この辺りのことも考えていきますと、気になるのはやっぱり支援計画や指導計画がどうなのか。これ、立川独自に開発し、きちんとやっていこうというお考えがあるのかなと思ったりもするし、あるいは文科省レベルのものでやっていくのかなという、この辺りのことをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○小町教育長 桐井統括指導主事。

○桐井統括指導主事 確かに立川市、現在のところ個別の教育支援計画、個別指導計画の作成というところでは推進を図っているところでございますが、学校の事情からしますと、まだ十分書き方がなされていないところがあります。現在そのような形で、先ほども申し上げましたように、本市の教育支援課の教育支援相談員、私どものほうで学校に直接まいりまして、このように作成するといいいのではないかという形で複数回時間を取りまして、学校ごとに指導・支援をしましてつくり上げている。そしてそれがつくり終わりましたら保護者のほうにもご説明を差し上げたりというような手立てをとっております。

今後もこのような、一つ一つ丁寧に私どもが手を加えて、学校と共につくっていくというようなスタイルで進めていきたいと考えております。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 ありがとうございます。理解いたしました。

さて問題は初めに私が言ったインクルーシブ教育、この展望を考えたときに私がすごいなと思ったのは「キラリ」の設置ですね。副籍制度も継続ということになってはいますが、何かもう少し、ワンランクステップアップできるような、そういう、どうですか方策だとか、この3年の中での、このことを重点的にやりますよというものはあるのでしょうか。ありましたらお聞かせ願ひします。

○小町教育長 矢ノ口教育支援課長。

○矢ノ口教育支援課長 励ましとお言葉をいただいたと受け止めております。ありがとうございます。今、松野委員からもおっしゃっていただいた特別支援教室「キラリ」の取組もとても大きなきっかけだろうと思っています。これまで通常の学級の先生があまり触れる機会がなかった通級指導学級での指導ですとか指導計画、教室の環境整備など、様々なノウハウが今少しずつ通常の学級の先生方に知られるようになってきたと思っています。

この「キラリ」の取組を始めるにあたって各学校に新たに導入の説明などに伺いますと、「そもそも今何をやっているのかよく分からなかった。今度は聞けるようになる」、また、「自分の学級での様子も日々、きょうこんなことがあったと、その日のうちに情報交換ができるようになる」、「まずはそこからでも子どもの指導・支援にとっても厚みが増す」というようなことは聞いているところです。4月には16校に増えてまいりますので、より支援の質の保持、向上ということを努めながら、今後通常の学級でのレベルアップが図れていったらと目指しているところです。

また、3年間の中で大きな何か取組はということで、現在まだ正式な方針というのは出ておりませんが、発達支援計画と並行して進める中でとても大きいご要望が、情緒障害の固定学級について検討はどうかというご意見はいただいたところです。教育委員会としてはまだそこまでコンセンサスが得られるところまでの検討を進めておりませんが、東京都もこの特別支援教室キラリの取組が一段落した後は、今後検討の中の一つではないかということをご指摘をいただいておりますので、平成29年度中には、こういったことをしっかりと是非を検討していく場のようなものは設置が必要であろうというふうには考えているところです。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 それでは提言について4点申し上げたいと思います。

まず1つは、21ページをご覧ください。エ. 就学支援シートの活用状況で、平成28年度に指導・支援に活用とあります。これについては17校がありますということがございます。この中で保護者から2点意見が出されているわけですが、保護者にはこの就学支援シートの管理者あるいは保管場所、校内外、学習指導、生活指導、学級指導等でどのように活用しているのか、その活用状況及び成果と課題、これを保護者に丁寧にフィードバックしてあげることが必要ではないかと考えております。

提言の2でございます。23ページをご覧ください。検証についてでございます。基本指針の2、全ての学校において、支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を組織的に行います、とございます。ここでは是非ユニバーサルデザインの観点からどう進めるか、しっかりと検証していただくとうよろしいのではないかと考えております。

提言の3でございます。直接交流の件です。30ページをご覧ください。ア. 交流及び共同学習の推進が出ております。交流としては学校代表の間接交流もありますけれども、大事な

のは直接交流を積極的に推進してはどうかと。具体的にお示ししながら直接交流を推進していくことが望ましいのではないかと、そのように考えております。

提言の4でございます。35ページをご覧ください。(4)のア. 特別支援教育連絡会の開催、ここに示されたメンバー以外で特別支援を要する子どもの放課後の生活を考えたときに、必要に応じて学童保育所の代表者あるいは学校支援地域本部事業の代表の方も参加していただいております。そのことによってより充実した話し合いができ、子どもの支援にしっかり特化していただろうと、そのように考えております。是非またご検討ください。

○小町教育長 矢ノ口教育支援課長、お願いします。

○矢ノ口教育支援課長 では、ご提言いただきました1点目の就学支援シートに関する点と4点目については私からお答えをしたいと思います。

就学支援シートでございますが、非常にご提出の件数も伸びておりまして、今年度は現在のところ昨年を大きく上回る200件近いご提出があらうかと思っております。200件になりますと新入学児童の13.5%に達することになり、クラスの中で3人、4人、5人と提出をされていることが一般的になってきている、どこの学校も15件程度回収がされ、非常に取組や面談についても素地が整ってきたと思っております。

一方で保護者の方からは、あんなに丁寧に書いて出したのに、なかなか効果が実感できないというようなお声があったり、担任の先生が本当に読んでくれているのか不安が残りますといったご意見は正直頂戴することがございます。学級編制の活用など、なかなか他の児童とのバランスなどを見ている分については、保護者の方にそのまま直接、実態をお伝えするのが難しい内容などはあらうかとは思いますが、保護者の方がお子さんの状況を丁寧にまとめてくださったシートについて、学校のほうではこういった形で受け止めて、こう使っているというのを実感いただけるような校内体制を、是非やっていただきたいと思っております。

具体的な取組としましては、この第2次特別支援教育実施計画の中でも計画の中に入れてあります引継ぎガイド、こちらを具体化することでいわゆる小1プロブレムをなくすような取組について具体的なガイドをつくりまして、各校にお示しができればということを考えております。

4点目の特別支援教育連絡会へのメンバーの増についてでございます。本年度、策定検討委員会を立ち上げます際の定例会でも田中委員よりそのようなご提案をいただいたところでしたので、早速今年度、特別支援教育連絡会の第2回目より、学童保育所を所管しております子ども育成課長に出席をお願いしているところです。たまたま2回目のときには大雪で中止になってしまった経過がございますが、平成29年度につきましては本市で初めてとなりました発達支援計画もでき、やはり同様にこういった地域協議会のような場は設置していきたいと考えているところです。ただ、メンバーもほぼ重複していることから、むしろこの場を特別支援教育の計画も発達支援の計画も統合した形で、地域の主要な関係機関の方にお集まりいただく中で、両輪を見据えていただきながらご意見をいただければ、そんなことを考え

ていますので、今後メンバーの増加も含めましてより良い場にしていきたいと考えています。

○小町教育長 桐井統括指導主事。

○桐井統括指導主事 私からはユニバーサルデザインの視点から、今度どのようにというところでお話をさせていただきます。

本年度でございますが、小学校3校で校内研究のほうでユニバーサルデザインにつきまして研究を進めてまいりました。授業の内容、教室環境、特別支援教室キラリと通常の学級の関係等々ということ、それから幼保小連携というところからもユニバーサルデザインの研究を進めていただきました。それを教育委員会といたしましても市内のほうに広げていく、それから市内の特別支援教育に携わる指導教員がおりますので、こちらの教員等を通して市内のほうにこのユニバーサルデザインという観点から進めていきたいと考えております。

2点目の交流及び共同学習の推進というところでは、通常の学級との交流では現在、学習、行事、給食の時間等々直接的な交流を、個の実態に応じてというところはございますが、行っております。現在教育課程の届出の事前相談というのが終わりました。この中で私どものほうから次年度さらにこの通常の学級との交流及び共同学習というところでは推進をするようにという形で話をしているところでございます。

交流というキーワードでお話をさせていただきますが、通常の学級ではなく特別支援学級の交流というところでは、本市は小中連携教育を進めております。小中学校の交流というところも次年度進めていただくという形で教育課程のほうに位置付けるというようなことを今回、事前相談ではお話をさせていただいております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 非常に丁寧な説明をいただきましてありがとうございます。ただ提言の4のところですけれども、特別支援教育連絡会の開催の中で、必要に応じて学童保育所の代表、特別支援の方、学校支援地域本部事業の代表者の方についてはどうお考えでしょうか。

○小町教育長 矢ノ口教育支援課長。

○矢ノ口教育支援課長 まだ何人ぐらいのメンバーでどのようにお話し合いをしていくのかというところが決定していませんが、正直申し上げまして予算の面等もございませう。せっかくいただいたご意見ですので、お声掛けをする中で関係機関の方にご協力を得られればと考えております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 予算の面もおありだと思いますが、是非またご検討ください。

○小町教育長 伊藤委員。

○伊藤委員 最後のほうの資料のところ、用語解説の部分は発達支援計画など他の計画と整合を取ります、と書いてくださっています。やはり専門性を有する方が共通認識を持つためには日々変わってくる発達支援の用語解説は難しいところがあると思いますので、この専門性を有する人たちがうまく共通認識を持てるように解説をしていただくということも必要だとは思いますが、もう1つは、特別支援教育というのが、それほど分らない人たちにも

分かりやすくするようなところ、例えば先ほどの就学支援シートという用語が出てきたときに、これがどこに、どういうふうな話で入っているかという索引的な要素というのが、もし可能でしたら入れていただくと、ご覧になる方の役に立つかなという気がいたします。その辺のご配慮をよろしくお願ひしたいと思います。

○小町教育長 矢ノ口教育支援課長。

○矢ノ口教育支援課長 この計画の策定を進める中で、理解啓発というのは何度も何度も出てきたキーワードでございました。それは発達支援の計画のほうも同様でして、今、特別支援などをご利用でない方にどういうふうに理解を得ていくのか、より広めていくのかというところは大きいポイントでございましたので、あまり今まで聞き馴れなかった言葉なども平易にご理解いただきやすくということは大変参考にさせていただきたいと思っております。

可能であれば索引ですとか、せつかく2つの計画を両方で同時に出していきますので、それぞれの計画のどの部分ではどう補完しあっているということが分かりやすいような編集をしてみたいと考えております。可能であれば今後、保護者会などでテキストとして使っていただけるような冊子になればということを目指しております。

○小町教育長 ほか、ございますか。松野委員。

○松野委員 聞きたいのですが、この第2次が終わって、いよいよ第3次、3年経過した後、どんな展望をお持ちですか、考えておりますか。

○小町教育長 矢ノ口教育支援課長

○矢ノ口教育支援課長 次期、3次をつくる頃には今度は年次が違ってまいります。お手元の冊子5ページをご覧ください。図1といたしまして、計画の位置付けと計画期間というのを図示してございますが、たまたま当市の上位の計画が平成27年度で切り替わりをいたしまして、残る3年間ということで第4次長期総合計画の前期基本計画に合わせて、今回の計画も発達支援計画も3年間のものということで短い期間になっておりますが、次期第4次長期総合計画の後期基本計画にあたる部分では、そこと合わせて5年間の少し長い取組で進む計画を考えております。

また、この計画と並行いたしましてつい先般でございますが、東京都のほうでも東京都の特別支援教育推進計画の第一次実施計画が骨子が発表されたところでして、そこでも本市の教育計画の中に影響のあるようなものが具体的に幾つも盛り込まれておりましたので、今後東京都が目指している平成38年度の未来像、10年後の在り方というのを指すために、5ヵ年で進めるために、より一層年次的なプランをしっかりとっていかねばいけないだろうと考えているところです。その折には、もう中学校での特別支援教室なども視野に入っておりますので、より市全域にわたっての特別支援教育の効果的な在り方というのを考え直していきたいと思っております。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

お諮りいたします。協議(3)立川市第2次特別支援教育実施計画について、は提案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、協議(3)立川市第2次特別支援教育実施計画について、は承認されました。

◎報 告

(1) 立川市指定文化財の指定について

○小町教育長 続きまして、3 報告(1)立川市指定文化財の指定について、に入ります。

浅見生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○浅見生涯学習推進センター長 立川市指定有形文化財の指定について、ご説明いたします。

平成 28 年 9 月 23 日に開催されました第 18 回立川市教育委員会定例会において、立川市にゆかりの深い武士、立川氏に関連する系図 1 点を市指定文化財として、平成 13 年 9 月 1 日及び平成 28 年 3 月 25 日に指定された立川文書に追加指定することに関して、立川市文化財保護審議会に諮問し意見を求めることについて、協議をお願いしご承認いただきました。

その後、審議会で協議を重ねた結果、立川市文化財指定基準に規定された基準を満たしており、立川市文化財保護条例第 2 条に規定する立川市文化財に指定することが適当との答申をいただきました。指定理由については、別添の答申に記載されておりますとおりでございます。

今回は答申のご報告をさせていただき、次回第 4 回教育委員会定例会において、文化財指定の可否について議案の提出をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(1)立川市指定文化財の指定について、の報告及び質疑を終了いたします。

○小町教育長 次にその他に入ります。

その他、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 続きまして、議案第 1 号、平成 29 年度立川市立小中学校校長候補者の内申について、議案第 2 号、平成 29 年度立川市立小中学校副校長候補者の内申について、に入ります。会議の冒頭で、本案件についてはいずれも人事案件でございますので非公開として取り扱うことと決定しております。傍聴の方は退室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時43分休憩

午後 2時44分再開

◎閉会の辞

○小町教育長 次回の日程を確認いたします。次回、平成 29 年第 4 回立川市教育委員会定例会は平成 29 年 2 月 27 日月曜日、13 時 30 分から 302 会議室で開催いたします。

これもちまして、平成 29 年第 3 回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後 2 時 5 3 分

署名委員

.....

教育長